令和８年８月１８日

ものづくり産業脱炭素化促進事業補助金
事前着手申請制度対応要領

島根県産業振興課

ものづくり産業脱炭素化促進事業補助金交付要綱第４条第３項をもとに事前着手を申請される方は、以下のとおり申請をしてください。

第１　事前着手申請制度

補助事業の着手（購入契約の締結（発注）等）は、補助金の交付決定後に行うことを原則としており、交付決定前に事業開始された場合は、原則として補助金の交付対象になりませんが、本補助事業において、早期の事業着手・事業期間確保の観点より、事業実施に必要となる経費について、補助金の交付決定前であっても、事業に要する経費を補助対象経費とすることを認める制度です。

第２　承認基準

令和８年８月１８日以降、補助金の交付決定を受けるまでに購入契約の締結（発注）等を行う事業について、次の①②いずれかを満たす場合に事前着手が認められる場合があります。

①事業期間内（交付決定の日から最長で令和９年２月１０日まで）の完了が見込まれないこと

②取引の確保・継続等の観点から早期の着手が必要であること

第３　申請期間

令和８年８月１８日（火）から令和８年１０月１５日（木）まで

第４　申請方法および申請先

申請方法：事前着手承認申請書（様式第１号）をメールにより公益財団法人しまね産業振興財団新事業支援課を経由して県に提出してください。

e-mail：sat@joho-shimane.or.jp

申請様式：島根県 Web サイトよりダウンロードしてください。

https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/kyousou_project/datsutanso.html

第５　承認結果の通知

事前着手の承認の可否を決定後、事前着手承認通知書（様式第２号）により結果を通知します。

※結果の通知には時間を要する場合があります。

第６　その他

⑴事前着手の承認を受けた場合であっても、補助金の交付申請手続きは必要です。

⑵交付決定前に事業着手が承認された場合であっても、補助金の交付決定を約束するものではありません。

また、事前着手承認後に発注等を行った経費であっても、補助金交付申請書の内容を精査した結果、対象経費としない場合があります。